目　次

第１号（２月28日）

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 3
３．出席議員 …… 3
４．説明のため出席した者 …… 4
５．事務局職員出席者 …… 5
６．閉会 …… 6
７．議事日程（第１号） …… 6
８．日程第１　仮議席の指定 …… 6
９．日程第２　市長あいさつ …… 6
10．日程第３　議長選挙 …… 7
11．議事日程（第１号の２） …… 10
12．日程第１　議員提出議案第１号 …… 10
13．提案理由の説明 …… 10
（１）議員提出議案第１号（横手啓介議員） …… 10
14．討　論 …… 11
15．採　決 …… 11
16．日程第２　議席の指定 …… 11
17．日程第３　会議録署名議員の指名 …… 12
18．日程第４　会期の決定 …… 12
19．日程第５　議員提出議案第２号 …… 12
20．提案理由の説明 …… 12
（１）議員提出議案第２号（横手啓介議員） …… 12
21．討　論 …… 13
22．採　決 …… 13
23．日程第６　議員提出議案第３号 …… 13
24．提案理由の説明 …… 13
（１）議員提出議案第３号（横手啓介議員） …… 13
25．討　論 …… 14
26．採　決 …… 14
27．日程第７　副議長選挙 …… 14
28．日程第８　常任委員会委員の選任 …… 16

29. 日程第９　議会運営委員会委員の選任 …… 18
30. 日程第10　山鹿植木広域行政事務組合議会議員の選挙 …… 19
31. 日程第11　議案第１号～議案第３号 …… 19
32. 提案理由の説明 …… 20
（１）議案第１号（西田総務部長） …… 20
（２）議案第２号（西田総務部長） …… 20
（３）議案第３号（西田総務部長） …… 21
33. 質　疑 …… 22
34. 討　論 …… 23
35. 採　決 …… 23
36. 散会 …… 23

第２号（３月１日）

１．議事日程 …… 27
２．本日の会議に付した事件 …… 28
３．出席議員 …… 28
４．説明のため出席した者 …… 29
５．事務局職員出席者 …… 30
６．日程第１　議案第４号～議案第23号 …… 31
７．提案理由の説明 …… 32
（１）議案第４号（森市民福祉部長） …… 32
（２）議案第５号（森市民福祉部長） …… 32
（３）議案第６号（熊野環境部長） …… 33
（４）議案第７号（森市民福祉部長） …… 33
（５）議案第８号（森市民福祉部長） …… 33
（６）議案第９号（池田水道局長） …… 34
（７）議案第10号（西田総務部長） …… 34
（８）議案第11号（西田総務部長） …… 35
（９）議案第12号（西田総務部長） …… 35
(10) 議案第13号（西田総務部長） …… 35
(11) 議案第14号（池田水道局長） …… 35
(12) 議案第15号（清田病院事務部長） …… 36
(13) 議案第16号（熊野環境部長） …… 37
(14) 議案第17号（森市民福祉部長） …… 38

(15) 議案第18号（蔵原経済部長） …… 39
(16) 議案第19号（村木収入役職務代理者） …… 39
(17) 議案第20号（西田総務部長） …… 39
(18) 議案第21号（西田総務部長） …… 40
(19) 議案第22号（西田総務部長） …… 41
(20) 議案第23号（西田総務部長） …… 41
８．質　疑 …… 42
（１）森　久雄議員質疑 …… 42
〇西田総務部長答弁 …… 43
９．討　論 …… 43
10．採　決 …… 44
11．日程第２　議案第24号～議案第33号 …… 44
12．提案理由の説明 …… 45
（１）議案第24号（中嶋市長） …… 45
（２）議案第25号（中嶋市長） …… 45
（３）議案第26号（中嶋市長） …… 45
（４）議案第27号（中嶋市長） …… 45
（５）議案第28号（中嶋市長） …… 45
（６）議案第29号（中嶋市長） …… 45
（７）議案第30号（中嶋市長） …… 45
（８）議案第31号（中嶋市長） …… 45
（９）議案第32号（中嶋市長） …… 45
(10) 議案第33号（中嶋市長） …… 45
13．質　疑 …… 46
（１）早田順一議員質疑 …… 46
〇古家教育次長答弁 …… 47
（２）早田順一議員第２回目質疑 …… 48
〇中嶋市長答弁 …… 48
14．討　論 …… 49
15．採　決 …… 49
16．日程第３　議案第34号 …… 51
17．提案理由の説明 …… 51
（１）議案第34号（中嶋市長） …… 51
18．質　疑 …… 51

19. 討　論 …… 51
20. 採　決 …… 52
21. 日程第４　閉会中の継続審査について …… 52
22. 閉　会 …… 52

２月２８日(月曜日)

平成17年（第１回）山鹿市議会２月臨時会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成17年２月28日（月曜日）午前10時開会

第１　仮議席の指定

第２　市長あいさつ

第３　議長選挙

―――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――

議　事　日　程（第１号の２）

第１　議員提出議案第１号　山鹿市議会会議規則

第２　議席の指定

第３　会議録署名議員の指名

第４　会期の決定

第５　議員提出議案第２号　山鹿市議会委員会条例

第６　議員提出議案第３号　山鹿市議会事務局設置条例

第７　副議長選挙

第８　常任委員会委員の選任

第９　議会運営委員会委員の選任

第10　山鹿植木広域行政事務組合議会議員の選挙

第11　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市の町の区域をあらたに画し、及び字の名称を変更することについて）

議案第２号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市役所の位置に関する条例ほか211件の条例について）

議案第３号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市一般会計暫定予算）

―――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――

出席議員（30名）

１番　北　原　昭　三　君

２番　芹　川　正　美　君

３番　藤　原　　豊　君

4番	立山秀木	君
5番	立山　隆	君
6番	原　徹	君
7番	平井邦廣	君
8番	吉本政幸	君
9番	池田誠一	君
10番	堀　茂幸	君
11番	永田紘二	君
12番	森川昭彦	君
13番	早田順一	君
14番	川野　功	君
15番	古荘克郎	君
16番	島田節男	君
17番	森　芳顕	君
18番	家入憲隆	君
19番	横手啓介	君
20番	高野誠二	君
21番	藤原　弘	君
22番	森　久雄	君
23番	西牟田　長	君
24番	太田黒鐵郎	君
25番	丸山寛治	君
26番	寺崎勇児	君
27番	高口功二郎	君
28番	山口晋正	君
29番	古田信助	君
30番	丸山康昭	君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
教育長	田中　宏	君
総務部長	西田秀行	君
企画振興部長	福田憲之	君
市民福祉部長	森　和芳	君

経済部長	蔵原栄一君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
水道局長	池田幸一君
病院事務部長	清田辰郎君
山鹿総合支所長	井上繁実君
市民福祉部次長	角野恵子君
経済部次長	有尾隆俊君
教育次長	古家治夫君
総務課長	栃原昭一君
財政課長	戸次由夫君
企画振興課長	寺崎泰和君
国保年金課長	小川啓司君
農林整備課長	原田　勇君
建設課長	酒井博士君
収入役職務代理者	村木洋生君
選挙管理委員会事務局長	幸村英星君
病院管理課長	田上信博君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
議会総務係長	桑原幹夫君
議事係長	今坂英俊君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開会

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○総務部議会担当（宮本誠之君）

おはようございます。私、総務部議会担当の宮本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議員各位のはえあるご当選を心からお喜び申し上げます。

今臨時会は、山鹿市発足後、初めての議会でありますので、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、西牟田長議員が年長議員でありますので、ご紹介を申し上げます。西牟田議員さん、議長席にお着きください。

［臨時議長　西牟田長君　議長席着席］

○臨時議長（西牟田長君）

皆さんおはようございます。ただいまご紹介いただきました西牟田長でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

これより平成17年（第１回）山鹿市議会２月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

この議事の進行につきましては、山鹿市議会会議規則がまだ公布されておりません。よって、本議会には議員提出議案第１号で提案される山鹿市議会会議規則案に準じて進行いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○臨時議長（西牟田長君）

ご異議なしと認めます。よって、議事の進行につきましては、山鹿市議会会議規則（案）によって進めさせていただきます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議事日程（第１号）

日程第１　仮議席の指定

○臨時議長（西牟田長君）

日程第１、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第２　市長あいさつ

○臨時議長（西牟田長君）

日程第２、中嶋市長からあいさつの申し出があっておりますので、これを許可いたします。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

皆さん、おはようございます。お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

去る２月20日、６万市民の多大な関心と期待の中で行われました山鹿市議会議員の選挙におきまして、見事当選の栄を勝ち取られました議員各位に、改めてお祝いを申し上げます。おめでとうございます。とともに深甚の敬意を表するものでございます。

私にとりましても、今回の市長選挙におきまして、市民の皆さんの力強いご支援のもと、市政を担当することになりました中嶋憲正でございます。

新山鹿市の誕生に当たり、議員の皆様とともに活力ある山鹿市、心豊かな山鹿市を建設する決意でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本市の行財政改革の推進や地域産業振興など、取り組まねばならない問題は山積しておるわけでございます。これらの諸問題に対処しながら、魅力ある地域づくりを進めるということは、まことに容易ならぬ苦難の道を覚悟しなければならないと思います。

このようなときに、山鹿市議会議員として出発されます30名の多士済々の皆様方をお迎えできましたことは、まことに心強い次第であります。議会と執行部が車の両輪と言われることは、ご案内のとおりでございます。議会と執行部、二権分立の並立、対等な立場をお互い尊重し合いながら、議会の本旨による市議会の発展と議員各位のご活躍を心からご期待、ご祈念申し上げる次第でございます。

皆様方の豊富な経験と良識によって、大所高所から厳しくご叱責、ご協力をいただき、車の両輪が見事に調和を保って、見事な地域づくりが進められることを期待し、また心からお願いをいたしまして、ごあいさつといたします。よろしくお願い申し上げます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　議長選挙

○臨時議長（西牟田長君）

日程第３、議長選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

［議場閉鎖］

○臨時議長（西牟田長君）

ただいまの出席議員数は30名であります。

それでは、投票用紙を配付いたさせます。

［投票用紙配付］

○臨時議長（西牟田長君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

［「配付漏れなし」と呼ぶ者あり］

○臨時議長（西牟田長君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

［投票箱点検］

○臨時議長（西牟田長君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票を願います。点呼を命じます。

［職員点呼・議員投票］

○

１番	北原　昭三議員	２番	芹川　正美議員
３番	藤原　　豊議員	４番	立山　秀木議員
５番	立山　　隆議員	６番	原　　徹議員
７番	平井　邦廣議員	８番	吉本　政幸議員
９番	池田　誠一議員	10番	堀　　茂幸議員
11番	永田　紘二議員	12番	森川　昭彦議員
13番	早田　順一議員	14番	川野　　功議員
15番	古荘　克郎議員	16番	島田　節男議員
17番	森　　芳顕議員	18番	家入　憲隆議員
19番	横手　啓介議員	20番	高野　誠二議員
21番	藤原　　弘議員	22番	森　　久雄議員
24番	太田黒鐵郎議員	25番	丸山　寛治議員
26番	寺崎　勇児議員	27番	高口功二郎議員
28番	山口　晋正議員	29番	古田　信助議員
30番	丸山　康昭議員	23番	西牟田　長議員

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○臨時議長（西牟田長君）

投票漏れはありませんか。

［「投票漏れなし」と呼ぶ者あり］

○臨時議長（西牟田長君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

［議場開鎖］

○臨時議長（西牟田長君）

開票を行います。山鹿市議会会議規則（案）第31条第２項の規定により、立会人に山口晋正議員及び北原昭三議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

［開票］

○臨時議長（西牟田長君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数30票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票28票、無効投票２票であります。有効投票中、高野誠二議員15票、寺崎勇児議員13票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は７票であります。よって、高野誠二議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました高野誠二議員が議場におられますので、本席から会議規則（案）第32条第２項の規定により告知いたします。

高野議員、当選承諾のごあいさつをお願いいたします。

［議長　高野誠二君　登壇］

○議長（高野誠二君）

一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま議員各位のご推挙によりまして、山鹿市議会初代議長に選ばれましたことは、この上ない光栄でございまして、衷心より感謝申し上げますとともに、責任の重大さを痛感しているところでございます。

山鹿市の限りない発展と住民福祉の向上を目指して、議会が公平かつ円滑に運営されますよう、誠心誠意努力する所存でございます。議員各位並びに執行部各位の一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、議長就任のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

［拍手］

○臨時議長（西牟田長君）

ただいま議長が選任されましたので、これをもって臨時議長の職を終わります。ご協力ありがとうございました。高野議長、議長席にどうぞ。

［議長　高野誠二君　議長席着席］

○議長（高野誠二君）

ではここでしばらく休憩をいたします。

午前10時24分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前10時40分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程に従いまして会議を進めます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議事日程（第１号の２）

日程第１　議員提出議案第１号

○議長（高野誠二君）

日程第１、議員提出議案第１号　山鹿市議会会議規則の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。提出者、横手啓介議員。

［仮議席19番　横手啓介君　登壇］

○仮議席19番（横手啓介君）

おはようございます。議員提出議案第１号の趣旨説明を行います。

平成17年１月15日に山鹿市が設置されましたが、山鹿市議会にはまだ会議規則が制定されていません。地方自治法第120条で、普通地方公共団体の議会は会議規則を設けなければならないことになっております。よって、議会を円滑かつ効率的に運営するために提案するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

議員各位におかれましては、全会一致をもってご賛同くださるようお願いし、提案の趣旨説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、質疑は省略いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議員提出議案第１号　山鹿市議会会議規則について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第１号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　議席の指定

○議長（高野誠二君）

日程第２、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第１項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を職員に朗読いたさせます。

［職員朗読］

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

１番	北原　昭三議員	２番	芹川　正美議員
３番	藤原　　豊議員	４番	立山　秀木議員
５番	立山　　隆議員	６番	原　　徹議員
７番	平井　邦廣議員	８番	吉本　政幸議員
９番	池田　誠一議員	10番	堀　　茂幸議員
11番	永田　紘二議員	12番	森川　昭彦議員
13番	早田　順一議員	14番	川野　　功議員
15番	古荘　克郎議員	16番	島田　節男議員
17番	森　　芳顕議員	18番	家入　憲隆議員
19番	横手　啓介議員	20番	高野　誠二議員
21番	藤原　　弘議員	22番	森　　久雄議員
23番	西牟田　長議員	24番	太田黒鐵郎議員
25番	丸山　寛治議員	26番	寺崎　勇児議員
27番	高口功二郎議員	28番	山口　晋正議員

29番　　古田　信助議員　　30番　　丸山　康昭議員

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　会議録署名議員の指名

○議長（高野誠二君）

日程第３、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、１番、北原昭三議員及び２番、芹川正美議員を指名いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第４　会期の決定

○議長（高野誠二君）

日程第４、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日から３月１日までの２日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は２日間と決定しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第５　議員提出議案第２号

○議長（高野誠二君）

日程第５、議員提出議案第２号　山鹿市議会委員会条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。提出者、横手啓介議員。

［19番　横手啓介君　登壇］

○19番（横手啓介君）

議員提出議案第２号の趣旨説明を行います。

本議案は、地方自治法112条の規定により提出いたします。

地方自治法第109条第１項、第109条の２第１項及び第110条第１項で、普通地方公共団地の議会は、条例で常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができるとされております。事務に関する調査、議案や陳情等の審査件数も多数見込まれます。よって、議会を円滑かつ効率的に運営するために提案するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

議員各位におかれましては、全会一致をもってご賛同くださるようお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、質疑は省略いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議員提出議案第２号　山鹿市議会委員会条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第２号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第６　議員提出議案第３号

○議長（高野誠二君）

日程第６、議員提出議案第３号　山鹿市議会事務局設置条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。提出者、横手啓介議員。

［19番　横手啓介君　登壇］

○19番（横手啓介君）

議員提出議案第３号　山鹿市議会事務局設置条例の趣旨説明を行います。

本議案は、地方自治法第112条の規定により提出するものです。地方自治法第138条第２項で、市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができるとされております。山鹿市議会においても事務局を設置して、議会を円滑かつ効率的に運営するために提案するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

議員各位におかれましては、全会一致をもってご賛同くださるようお願いし、提

案の趣旨説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、質疑は省略いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議員提出議案第３号　山鹿市議会事務局設置条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第３号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第７　副議長選挙

○議長（高野誠二君）

日程第７、これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

［議場閉鎖］

○議長（高野誠二君）

ただいまの出席議員数は30人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

［投票用紙配付］

○議長（高野誠二君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

［「配付漏れなし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

［投票箱点検］

○議長（高野誠二君）

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票を願います。点呼を命じます。

［職員点呼・議員投票］

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

１番	北原　昭三議員	２番	芹川　正美議員
３番	藤原　　豊議員	４番	立山　秀木議員
５番	立山　　隆議員	６番	原　　徹議員
７番	平井　邦廣議員	８番	吉本　政幸議員
９番	池田　誠一議員	10番	堀　　茂幸議員
11番	永田　紘二議員	12番	森川　昭彦議員
13番	早田　順一議員	14番	川野　　功議員
15番	古荘　克郎議員	16番	島田　節男議員
17番	森　　芳顕議員	18番	家入　憲隆議員
19番	横手　啓介議員	21番	藤原　　弘議員
22番	森　　久雄議員	23番	西牟田　長議員
24番	太田黒鐵郎議員	25番	丸山　寛治議員
26番	寺崎　勇児議員	27番	高口功二郎議員
28番	山口　晋正議員	29番	古田　信助議員
30番	丸山　康昭議員	20番	高野　誠二議員

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

投票漏れはありませんか。

［「投票漏れなし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

［議場開鎖］

○議長（高野誠二君）

開票を行います。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に家入憲隆議員及

び芹川正美議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

［開票］

○議長（高野誠二君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数30票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票28票、無効投票２票。有効投票中、西牟田長議員16票、太田黒鐵郎議員12票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は７票であります。よって、西牟田長議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました西牟田長議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定により告知いたします。

西牟田議員、当選の承諾のごあいさつをお願いいたします。

［副議長　西牟田長君　登壇］

○副議長（西牟田長君）

一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま議員各位から山鹿市議会初代の副議長に選ばれましたことは、まことに身に余る光栄でありまして、と同時にこの責務の重大さを痛感しているところであります。

もとより浅学非才でございますが、議員の皆様方のご指導とご鞭撻によりまして、公正にして円満なる議会運営に全力を捧げまして、その職責を全うしていく所存でございます。何とぞご支援、ご協力をお願い申し上げまして、副議長就任のあいさつといたします。まことにありがとうございました。

［拍手］

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第８　常任委員会委員の選任

○議長（高野誠二君）

日程第８、常任委員会委員の選任を議題といたします。

常任委員は、山鹿市議会委員会条例第８条第１項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

よって、お諮りいたします。

これより職員をして常任委員会及び所属委員会、所属委員の氏名を朗読いたさせます。

［職員朗読］

○議長（高野誠二君）

総務企画常任委員会委員、丸山康昭議員、寺崎勇児議員、森　久雄議員、藤原弘議員、高野誠二議員、家入憲隆議員、川野　功議員、早田順一議員。

文教厚生常任委員会委員、丸山寛治議員、太田黒鐵郎議員、横手啓介議員、島田節男議員、永田紘二議員、原　　徹議員、立山秀木議員、北原昭三議員。

経済観光常任委員会委員、古田信助議員、高口功二郎議員、森　芳顕議員、古荘克郎議員、堀　茂幸議員、池田誠一議員、藤原　豊議員。

建設環境常任委員会委員、山口晋正議員、西牟田長議員、森川昭彦議員、吉本政幸議員、平井邦廣議員、立山　隆議員、芹川正美議員。

○議長（高野誠二君）

ただいま朗読いたしましたとおり、それぞれ指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第10条の規定により、議長招集による各常任委員会を招集いたします。

休憩中、直ちに各常任委員会は、委員会条例第10条の規定により、委員長、副委員長の互選を行ってください。場所は、総務企画委員会控室を総務企画常任委員会、文教厚生委員控室を文教厚生常任委員会、経済観光委員控室を経済観光常任委員会、建設環境委員控室を建設環境常任委員会といたします。

各常任委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

午前11時10分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前11時32分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各常任委員会において正副委員長の互選が行われましたのでご報告いたします。

総務企画常任委員会委員長、丸山康昭議員、副委員長、早田順一議員。

文教厚生常任委員会委員長、永田紘二議員、副委員長、島田節男議員。

経済観光常任委員会委員長、堀　茂幸議員、副委員長、森　芳顕議員。

建設環境常任委員会委員長、森川昭彦議員、副委員長、平井邦廣議員。

以上のとおりであります。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第９　議会運営委員会委員の選任

○議長（高野誠二君）

日程第９、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員は、山鹿市議会委員会条例第８条第１項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

よって、お諮りいたします。

これより職員をして所属委員の氏名を朗読いたさせます。

［職員朗読］

○議長（高野誠二君）

議会運営委員会委員、丸山康昭議員、横手啓介議員、森　芳顕議員、川野　功議員、森川昭彦議員、永田紘二議員、堀　茂幸議員、芹川正美議員。

○議長（高野誠二君）

ただいま朗読いたしましたとおり、指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第10条の規定により、議長招集による議会運営委員会を招集いたします。休憩中、直ちに議会運営委員会は委員会条例第10条の規定により、委員長、副委員長の互選を行ってください。場所は議員控室といたします。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時35分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前11時44分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会におきまして、正副委員長の互選が行われましたのでご報告いたします。

議会運営委員会委員長、横手啓介議員、副委員長、川野　功議員。

以上のとおりでございます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第10　山鹿植木広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（高野誠二君）

日程第10、山鹿植木広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

職員をして山鹿植木広域行政事務組合議会議員の被指名人を朗読いたさせます。

［職員朗読］

○議長（高野誠二君）

山鹿植木広域行政事務組合議会議員、丸山寛治議員、太田黒鐵郎議員、藤原　弘議員、古荘克郎議員、池田誠一議員、吉本政幸議員。

○議長（高野誠二君）

ただいま朗読のとおり、指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を山鹿植木広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が山鹿植木広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定により告知をいたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第11　議案第１号～議案第３号

○議長（高野誠二君）

日程第11、議案第１号から議案第３号までの全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市の町の区域をあらたに画し、及び字の名称を変更することについて）

議案第２号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市役所の位置に関する条例ほか211件の条例について）

議案第３号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市一般会計暫定予算）

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

提案いたします提案理由につきましては、担当部長より説明をいたさせます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

提案理由の説明を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

おはようございます。議案第１号及び議案第２号につきましては、１月15日に新市発足時に市政執行上、空白期間が許されない事項で、議会の議決を要する案件につきまして、合併の日に市長職務執行者において専決処分をいたしました。

まず、議案第１号　専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第１項の規定により、平成17年１月15日付をもって専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

山鹿市に続く町名、大字名の名称の取り扱いにつきましては、山鹿市の次に旧町名を配し、大字の名称から大字の字句を削除するということといたしました。これは地方自治法第260条に規定します市の区域を新たに画し、また字の名称を変更することに該当いたしますので、専決処分後、直ちに県知事へ届け出を行っております。

次に、議案第２号をご説明いたします。

これも専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法の規定により、議案第１号と同様、専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求

めるものです。

市町村の新設合併の場合、市町村の法人格は消滅することとなりまして、旧１市４町の条例は１月14日にすべて失効したわけであります。新市発足後、直ちに必要な山鹿市役所の位置に関する条例ほか211件の条例を１月15日に専決処分を行い、直ちに公布、施行したものであります。

３ページから12ページにかけまして、212件の条例の名称とその簡単な内容を掲載しております。

なお、各条例の条文につきまして、２月23日の全員協議会で議員各位に配付したとおりでございます。

以上、説明終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

次に、議案第３号、これも専決処分の承認を求めるものであります。

平成16年度山鹿市一般会計暫定予算を専決第３号として、17年１月15日に専決処分しましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

予算の内容をご説明申し上げます前に、合併初年度の予算編成の基本的な考え方につきまして、概略ご説明申し上げます。

通常、普通地方公共団体の設置があった場合におきましては、地方自治法施行令第１条及び第２条の規定に基づき、市長職務執行者が暫定予算を編成し、これを執行するものと定められております。当市におきましても、これに準じ、すべての会計において暫定予算を調整いたしております。

その内容につきましては、年度途中の廃置分合であり、その期間が年度末を控えた中での短期間でありましたので、旧１市４町における合併前の最終予算から１月14日までにそれぞれ執行された収入済み額、支出済み額の残額及び合併により一元化された経費、新たに生じた経費等を精査し、編成いたしております。これは議案第４号から議案第13号の特別会計、議案第14号から議案第16号までの企業会計におきましても同様でございます。

では、議案第３号の内容についてご説明をいたします。３ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算であります。総額は106億3587万8000円です。

第２条は、地方債について定めております。

第３条は、一時借入金の最高額を28億円と定めるものです。

第４条は、歳出予算の流用について定めるものであります。

10ページをお願いいたします。第３表、地方債についてご説明いたします。地方債制度に基づく住民税減税補てん債ほか16事業に係るものを掲載いたしております。限度額の総額は33億30万円であります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のと

おりであります。

以上、概略ご説明申し上げましたが、総括といたしまして歳入歳出予算の事項別明細書総括表を16ページから17ページにかけて掲載いたしております。ご参照の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、説明終わります。

○議長（高野誠二君）

この際、昼食のためと議案審査のために暫時休憩いたします。午後は１時30分から再開いたします。

午前11時54分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から発言訂正の申し出があっておりますので、これを許可いたします。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

先ほどご提案いたしました議案及び提案理由に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

議案第３号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市一般会計暫定予算）についてでございます。３ページをお願いいたします。第２条、２行目、かぎ括弧の中に「第３表　地方債」というのがあると思います。正しくは「第２表　地方債」に訂正をしていただきたいと思います。

また、提案理由説明の際に「10ページ、第３表」と申し上げましたが、正しくは記載のとおり「10ページ、第２表」でございます。初議会早々の誤り、まことに申しわけありません。訂正方よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

これよりただいま議題となっております全案件につきまして質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております全案件については、会議規則第37条第２項の規定

により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第１号は原案のとおり承認されました。

○議長（高野誠二君）

議案第２号　専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第２号は原案のとおり承認されました。

○議長（高野誠二君）

議案第３号　専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり承認されました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

以上で本日の会議は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後１時34分　散会

～～～

３ 月 １ 日（火曜日）

平成17年（第１回）山鹿市議会２月臨時会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成17年３月１日（火曜日）午前10時開議

第１　議案第４号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市国民健康保険事業特別会計暫定予算）

議案第５号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市老人保健事業特別会計暫定予算）

議案第６号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市農業集落排水事業特別会計暫定予算）

議案第７号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市介護保険事業特別会計暫定予算）

議案第８号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計暫定予算）

議案第９号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市簡易水道事業特別会計暫定予算）

議案第10号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度六郷財産区特別会計暫定予算）

議案第11号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度城北財産区特別会計暫定予算）

議案第12号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度稲田財産区特別会計暫定予算）

議案第13号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度稲田六郷財産区特別会計暫定予算）

議案第14号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市水道事業会計暫定予算）

議案第15号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市病院事業会計暫定予算）

議案第16号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市下水道事業会計暫定予算）

議案第17号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市・植木町介護認定審査会の設置について）

議案第18号　専決処分の承認を求めることについて（菊池市と山鹿市の国営造成

施設管理体制整備促進事業に係る事務の事務委託について）

議案第19号　専決処分の承認を求めることについて（金融機関の指定について）

議案第20号　専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価員の選任について）

議案第21号　専決処分の承認を求めることについて（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）

議案第22号　山鹿市税条例の一部を改正する条例

議案第23号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

第２　議案第24号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第25号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第26号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第27号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第28号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第29号　教育委員会委員の任命について

議案第30号　教育委員会委員の任命について

議案第31号　教育委員会委員の任命について

議案第32号　教育委員会委員の任命について

議案第33号　教育委員会委員の任命について

第３　議案第34号　監査委員（議会選出）の選任について

第４　閉会中の継続審査について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（30名）

１番　北原昭三君

２番　芹川正美君

３番　藤原　豊君

４番　立山秀木君

５番　立山　隆君

６番　原　徹君

７番　平井邦廣君

８番　吉本政幸君

9番	池田誠一	君
10番	堀　茂幸	君
11番	永田紘二	君
12番	森川昭彦	君
13番	早田順一	君
14番	川野　功	君
15番	古荘克郎	君
16番	島田節男	君
17番	森　芳顕	君
18番	家入憲隆	君
19番	横手啓介	君
20番	高野誠二	君
21番	藤原　弘	君
22番	森　久雄	君
23番	西牟田　長	君
24番	太田黒鐵郎	君
25番	丸山寛治	君
26番	寺崎勇児	君
27番	高口功二郎	君
28番	山口晋正	君
29番	古田信助	君
30番	丸山康昭	君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
教育長	田中　宏	君
総務部長	西田秀行	君
企画振興部長	福田憲之	君
市民福祉部長	森　和芳	君
経済部長	蔵原栄一	君
建設部長	池田永実	君
環境部長	熊野次男	君
水道局長	池田幸一	君
病院事務部長	清田辰郎	君

山鹿総合支所長	井上繁実君
市民福祉部次長	角野恵子君
経済部次長	有尾隆俊君
教育次長	古家治夫君
総務課長	栃原昭一君
財政課長	戸次由夫君
企画振興課長	寺崎泰和君
国保年金課長	小川啓司君
農林整備課長	原田　勇君
建設課長	酒井博士君
収入役職務代理者	村木洋生君
選挙管理委員会事務局長	幸村英星君
病院管理課長	田上信博君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
議会総務係長	桑原幹夫君
議事係長	今坂英俊君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　議案第４号～議案第23号

○議長（高野誠二君）

日程第１、議案第４号から議案第23号までの全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議案第４号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市国民健康保険事業特別会計暫定予算）

議案第５号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市老人保健事業特別会計暫定予算）

議案第６号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市農業集落排水事業特別会計暫定予算）

議案第７号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市介護保険事業特別会計暫定予算）

議案第８号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計暫定予算）

議案第９号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市簡易水道事業特別会計暫定予算）

議案第10号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度六郷財産区特別会計暫定予算）

議案第11号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度城北財産区特別会計暫定予算）

議案第12号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度稲田財産区特別会計暫定予算）

議案第13号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度稲田六郷財産区特別会計暫定予算）

議案第14号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市水道事業会計暫定予算）

議案第15号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市病院事業会計暫定予算）

議案第16号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度山鹿市下水道事業

会計暫定予算）

議案第17号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市・植木町介護認定審査会の設置について）

議案第18号　専決処分の承認を求めることについて（菊池市と山鹿市の国営造成施設管理体制整備促進事業に係る事務の事務委託について）

議案第19号　専決処分の承認を求めることについて（金融機関の指定について）

議案第20号　専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価員の選任について）

議案第21号　専決処分の承認を求めることについて（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）

議案第22号　山鹿市税条例の一部を改正する条例

議案第23号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○

○議長（高野誠二君）

提案理由の説明を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

おはようございます。議案第４号　平成16年度山鹿市国民健康保険事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出暫定予算の総額を21億1153万円と定めるものであります。

第２条は、地方自治法第235条の３第２項の規定に基づき、一時借入金の最高額を４億円と定めるものであります。

第３条は、地方自治法第220条第２項ただし書の規定に基づき、歳出予算の流用について定めるものであります。

なお、歳入歳出暫定予算事項別明細書総括表を12ページから13ページにかけまして掲載いたしております。ご参照の上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第５号　平成16年度山鹿市老人保健事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出暫定予算の総額を27億4720万7000円と定めるものであります。

なお、歳入歳出暫定予算の事項別明細書総括表を９ページに掲載いたしておりま

す。ご参照の上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

おはようございます。議案第６号　平成16年度山鹿市農業集落排水事業暫定予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出暫定予算の総額を11億459万円と定めるものであります。

第２条及び第３条は、債務負担行為並びに地方債について定めるものであります。

第４条は、一時借入金の最高額を２億円と定めるものであります。

第５条は、歳出予算の流用について定めるものであります。

以上、概略をご説明申し上げましたが、総括といたしまして、歳入歳出暫定予算の事項別明細書総括表を４ページから５ページにかけて掲載いたしております。ご参照の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

議案第７号　平成16年度山鹿市介護保険事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出暫定予算の総額を15億689万2000円と定めるものであります。

第２条は、地方自治法第235条の３第２項の規定に基づき、一時借入金の最高額を１億円と定めるものであります。

第３条は、地方自治法第220条第２項ただし書の規定に基づき、歳出予算の流用について定めるものであります。

なお、歳入歳出暫定予算事項別明細書総括表を９ページに掲載いたしております。ご参照の上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第８号　平成16年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出暫定予算の総額を1773万6000円と定めるものであります。

なお、歳入歳出暫定予算事項別明細書総括表を９ページに掲載いたしております。ご参照の上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田水道局長

［水道局長　池田幸一君　登壇］

○水道局長（池田幸一君）

おはようございます。議案第９号　平成16年度山鹿市簡易水道事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出暫定予算の総額をそれぞれ３億2238万円と定めるものであります。

第２条は、地方自治法第230条第１項の規定に基づき、地方債について定めるものであります。

なお、第２表、地方債といたしまして、６ページに起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を記載しております。

また、総括といたしまして、歳入歳出暫定予算事項別明細書を９ページから12ページにかけて添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第10号から議案第13号までは、財産区に係る16年度の暫定予算でありまして、すべて専決処分の承認を求める議案でございます。

財産区に関しましては、地方自治法第294条に定められておりますけれども、市町村の一部で財産を有し、もしくは公の施設を設けているものをいい、地方自治法上は特別地方公共団体に属するものであります。また、経理上、これを明確に区分するために、財産区の収入及び支出について特別会計を設けるということとなっております。合併後、三つの財産区、うち共有部分がございますので、四つの特別会計を設けております。

まず、議案第10号　平成16年度六郷財産区特別会計暫定予算につきご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算でありまして、総額を406万9000円とするものです。

事業の内容につきましては、施設の維持管理費に要するものであります。財源は、財政調整基金などでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、総括といたしまして事項別明細書総括表を９ページに掲載しております。ご参照の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号をご説明いたします。

議案第11号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度城北財産区特別会計暫定予算）でございます。

第１条、歳入歳出予算総額は922万9000円であります。

内容につきましては、議案第10号と同様です。

続きまして、議案第12号をご説明申し上げます。

議案第12号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度稲田財産区特別会計暫定予算）です。

第１条、歳入歳出予算総額は177万6000円であります。

内容につきましては、議案第10号と同様でございます。

続きまして、議案第13号をご説明申し上げます。

議案第13号　専決処分の承認を求めることについて（平成16年度稲田六郷財産区特別会計暫定予算）です。

第１条、歳入歳出予算は320万8000円であります。

内容につきましては、議案第10号と同様です。

以上、概略ご説明申し上げましたが、総括といたしまして、事項別明細書総括表をそれぞれの会計の９ページに掲載いたしております。ご参照の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（高野誠二君）

池田水道局長。

［水道局長　池田幸一君　登壇］

○水道局長（池田幸一君）

議案第14号　平成16年度山鹿市水道事業会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

第１条は、総則であります。

第２条は、業務の予定量であります。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額であります。

まず、収入よりご説明いたします。（第１款）水道事業収益は１億1940万2000円を見込んでおります。

次に、支出でありますが、（第１款）水道事業費は１億4315万8000円を予定しております。

４ページをお願いいたします。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額であります。

まず、収入よりご説明いたします。（第１款）資本的収入を3048万2000円見込んでおります。

次に、支出でありますが、（第１款）資本的支出は3991万7000円を予定しております。

第５条は、企業債について定めたもので、限度額を3000万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

５ページをお願いいたします。

第６条は、一時借入金の限度額を3000万円と定めるものであります。

第７条は、予定支出の各項の経費の流用について定めるもので、収益的支出の営業費用及び営業外費用間の流用することができる金額を100万円とするものであります。

第８条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるもので、職員給与費を4152万1000円、交際費を４万円とするものであります。

第９条は、たな卸資産購入限度額について定めるもので、限度額を320万4000円とするものであります。

以上、暫定予算の概要につきましてご説明いたしましたが、予算の説明書といたしまして、９ページ以降に予算実施計画を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

清田病院事務部長。

［病院事務部長　清田辰郎君　登壇］

○病院事務部長（清田辰郎君）

議案第15号　平成16年度山鹿市病院事業会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

３ページをお開き願います。

第１条は、総則でございます。

第２条は、業務の予定量でございます。

４ページをお開き願います。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入よりご説明いたします。（第１款）病院事業収益は10億3435万7000円を見込んでおります。

次に、支出でございます。（第１款）病院事業費用は８億2753万円を予定しております。

５ページに続きます。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入よりご説明いたします。（第１款）資本的収入は２億2906万6000円を見込んでおります。

次に、支出でございますが、（第１款）資本的支出は３億1251万6000円を予定しております。

６ページをお開き願います。

第５条は、債務負担行為でございます。カルテ倉庫の設置について、期間、限度額を記載のとおり定めるものでございます。

第６条は、企業債でございます。医療機器整備についての企業債限度額を１億9000万円と定めるものでございます。

第７条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものでございます。

第８条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるものでございます。

第９条は、たな卸資産の購入限度額について定めるものでございます。

以上、概略をご説明いたしましたが、予算の説明書といたしまして12ページ以降に暫定予算実施計画書を掲載しております。ご参照の上、ご承認賜りますようお願いいたしまして、説明終わらせていただきます。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

議案第16号　平成16年度山鹿市下水道事業会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

第１条は、総則であります。

第２条は、業務の予定量であります。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額であります。

まず、収入よりご説明いたします。（第１款）下水道事業収益は２億4096万2000

円を見込んでおります。

次に、支出でありますが、（第１款）下水道事業費用は３億4340万6000円を予定いたしております。

４ページをお願いいたします。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額であります。

まず、収入よりご説明いたします。（第１款）資本的収入５億1553万2000円を見込んでおります。

次に、支出でありますが、（第１款）資本的支出は４億3131万円を予定いたしております。

第５条は、債務負担行為であります。水洗便所等改造資金利子補給について、期間、債務の限度額を記載のとおり定めるものであります。

５ページをお願いいたします。

第６条は、企業債であります。公共下水道事業の企業債限度額を３億370万円と定めるものであります。

第７条は、一時借入金であります。一時借入金の限度額を11億円と定めるものであります。

第８条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものであります。

第９条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるものであります。

第10条は、他会計からの補助金であります。

以上、概略ご説明申し上げましたが、予算の説明書といたしまして暫定予算実施計画書を９ページ以降に掲載いたしております。ご参照の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

議案第17号　山鹿市・植木町介護認定審査会の設置についての専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第252条の７第１項の規定に基づき規約を定め、山鹿市・植木町介護認定審査会の共同設置について、専決第17号として平成17年１月15日に専決処分しましたので、地方自治法第179条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決の理由は、本年１月15日の合併に伴い、鹿本郡市介護認定審査会を同年１月

14日をもって廃止し、新たに１月15日で山鹿市・植木町介護認定審査会を設置する必要があり、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

なお、３ページから４ページにかけまして、共同設置規約を掲載いたしております。ご参照の上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

おはようございます。議案第18号　菊池市と山鹿市の国営造成施設管理体制整備促進事業に係る事務の事務委託の専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

それまで旧市町ごとに締結をしておりました国営菊池台地総合土地改良事業により造成された施設にかかわります国営造成施設管理体制整備促進事業事務の委託につきまして、本年１月15日の合併に伴い、１月14日をもって廃止、１月15日付で新たに事務委託を締結する必要が生じましたので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、専決処分をしたものでございます。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

村木収入役職務代理者。

［収入役職務代理者　村木洋生君　登壇］

○収入役職務代理者（村木洋生君）

議案第19号　金融機関の指定の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第235条第２項の規定により、山鹿市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるため、その金融機関として鹿本農業協同組合を指定したものでございます。

以上で説明終わります。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第20号　専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

山鹿市固定資産評価員の選出について専決処分しましたので、地方自治法第179

条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

内容といたしましては、固定資産評価員に選任する人物は、住所、山鹿市南島1047番地、氏名、松永道郎、昭和25年１月８日生まれで、総務部税務課長であります。

専決理由といたしまして、地方税法第404条第１項の規定により、固定資産評価員を置くことが規定されており、同条第２項の議会の同意を得て選任することとされておりますが、議会が成立しておりませんでしたので、専決処分したものであります。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号　専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

これも地方自治法第179条第１項の規定により、平成17年１月24日付をもって専決処分をいたしました。同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

熊本県におきましては、職員の退職手当事務、消防補償等の事務、非常勤職員の公務災害補償事務、交通災害共済事務及び県市町村自治会館の管理事務の五つの事務を共同処理するため、県内の市町村及び一部事務組合等で熊本県市町村総合事務組合を組織しておりまして、山鹿市も加入しております。

この組合の加入団体であります三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町が本年１月15日に合併し、「宇城市」が誕生いたしました。これに伴い「宇城七か町清掃施設組合」は名称が変更されまして、「宇城広域清掃施設組合」となり、また松橋不知火下水道組合は解散し、脱退いたしました。さらに、菊池郡内の５町で組織しておりました菊池消防組合が菊池郡市８市町村により組織します菊池広域連合に消防事務を引き継ぐことで１月31日に解散し、脱退をいたしました。

これらに伴いまして、組合を組織する地方公共団体の数の減少と組合規約の一部変更を行う必要がございまして、この手続には構成団体の協議が必要で、この協議を行うためには議会の議決が必要でございましたが、議会が成立しておりませんでしたので、専決処分をしたところであります。

以下、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

別表第１は、組合を組織する地方公共団体をすべて列記しております。この表中、宇城市に関係する部分として、三角町、不知火町を宇城市に改め、松橋町、小川町、豊野町を削りまして、脱退しました松橋不知火下水道組合を削ります。「宇城七か町清掃施設組合」を「宇城広域清掃施設組合」に改め、脱退しました菊池消防組合を削るものであります。

別表第２は、組合の共同処理する事務につきまして、おのおのの事務ごとに加入する団体を列記しているものでございます。本表におきましても、別表第１と同様、所要の団体名の改正及び削除を行うものであります。

附則といたしまして、この規約は、平成17年２月１日から施行いたします。

以上で説明終わります。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第22号　山鹿市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成16年６月18日に不動産登記法の全部が改正されました。この改正の趣旨は、不動産登記の正確性を確保しつつ、国民の利便性の一層の向上を図るとともに、文字体の現代語化をする等、規定の見直しにより、高度情報化社会にふさわしい制度に改正されました。これに伴いまして地方税法の一部が改正されたため、山鹿市税条例の一部改正が必要となり、改正するものです。

第54条は、不動産登記法の改正に伴う地方税法の一部改正による文言の改正であります。

第72条は、これも不動産登記法の改正に伴う税法の一部改正に伴う条文の改正であります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、議案第23号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

議案第21号でご説明しました熊本県市町村総合事務組合の構成団体であります一の宮町、阿蘇町、波野村が２月11日に合併し「阿蘇市」に、そして蘇陽町、矢部町、清和村も２月11日に合併して「山都町」に、白水村、久木野村、長陽村が２月13日に合併して「南阿蘇村」になりました。３月22日には菊池市、七城町、旭志村、泗水町が合併して「菊池市」となる予定でございます。

これらの合併によりまして、蘇陽町清和村病院組合、矢部町外二カ町村衛生施設組合が２月10日に解散し、菊池広域行政事務組合が３月21日に解散予定であります。これらの合併市町村は、合併の日の前日に総合事務組合を脱退し、新たに誕生した市町村は合併の日に総合事務組合に加入することとなり、解散する団体は解散の日に総合事務組合を脱退することとなります。

以上、申し上げました組合からの脱退、加入によります団体の数の減少、共同処理する事務の変更、これに伴います規約の一部変更につきましては、市町村の合併の特例に関する法律及び地方自治法の規定によります関係団体の協議が必要であります。この協議には、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございまして、総合事務組合のすべての構成団体におきまして、同文によります議決

または専決処分をされる予定であります。

以下、規約変更についてご説明申し上げます。こちらも議案第21号でご説明しましたものと同様、組合を組織します団体名を列記した別表第１に、脱退、加入による改正を行いまして、組合の共同処理する事務について、それぞれ定めております。その定めております別表第２につきましても、別表第１と同様、所要の改正を行うものです。

なお、附則といたしまして、この規約は、平成17年３月22日から施行するものであります。

経過措置といたしまして、改正後の別表第２、第３条第１号に関する事務の項に係る部分に限りますが、これは職員の退職手当事務に関するものでございますけれども、この適用につきましては、平成17年３月31日までは菊池市のうち旧七城町、旧旭志村、旧泗水町の職員であった者に限るとするものであります。

以上、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

この際、議案審査のため暫時休憩いたします。

午前10時33分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前10時54分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これよりただいま議題となっております全案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「議長」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

22番議員の森　久雄でございます。議案の専決の第11号で城北財産区特別会計暫定予算のところで、11ページであります。利子配当金は100万1000円というふうに記載をされております。それから、12ページに基金繰入金として財政調整基金を764万3000円記載されておりますけれども、利子配当金が100万1000円もあるということでは、１億円以上の預金を持っておられるということを推察するわけでありますが、そういう莫大なお金がある財産区に対して、財政調整基金の764万3000円をさらに繰り入れするということについて、いかがなものか、どういうふうな仕組み

でこういうふうなことになっているのかということをお尋ねをしておきたいと思います。以上であります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

お答えします。

すべての会計は１月14日をもって閉鎖をいたしております。いわば年度中途の決算をしておるわけでありまして、その時点で今の基金繰入額相当分は雑入として決算がなされております。したがいまして、新市になりましてからの財産区の暫定予算におきましては、決算の整理がまだできていないということでございますので、予算編成上は基金繰入という形をとっております。したがいまして、雑入として入っております764万3000円については現金としてあるということでございますので、16年度本予算を経て、決算時にはきちっとした形となると思います。

以上でございます。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

了解です。

○議長（高野誠二君）

ほかに質疑ありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております全案件につきましては、会議規則第37条第２項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第４号から議案第16号までの13案件を一括採決します。

議案第４号から議案第16号までの13案件について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、13案件は原案のとおり承認されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第17号から議案第21号までの５案件を一括採決いたします。

議案第17号から議案第21号までの５案件について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、５案件は原案のとおり承認されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第22号　山鹿市税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第23号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第２　議案第24号～議案第33号

○議長（高野誠二君）

日程第２、議案第24号から議案第33号までの全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議案第24号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第25号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第26号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第27号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第28号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第29号　教育委員会委員の任命について
議案第30号　教育委員会委員の任命について
議案第31号　教育委員会委員の任命について
議案第32号　教育委員会委員の任命について
議案第33号　教育委員会委員の任命について

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

提案理由の説明を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

まず、議案第24号から28号の固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

次の５名の者を山鹿市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第３項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

議案第24号では、住所、山鹿市泉町314番地１、氏名、木村實、昭和４年８月19日生まれでございます。

議案第25号では、住所、山鹿市菊鹿町上内田474番地、氏名、松本英亮、昭和11年７月６日生まれでございます。

議案第26号では、住所、山鹿市鹿本町小柳480番地１、氏名、小原國男、昭和12年１月13日生まれでございます。

議案第27号では、住所、山鹿市鹿北町岩野5288番地５、氏名、古川憲一、昭和17年11月28日生まれでございます。

議案第28号では、住所、山鹿市鹿央町広4027番地、氏名、平川征児、昭和19年６月11日生まれでございます。

提案理由といたしまして、市の設置に伴い、地方税法の規定により新たに選任するものでございます。

なお、それぞれの議案の次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第29号から33号の教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

次の５名の者を山鹿市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第１項の規定に基づきまし

て、議会の同意を求めるものでございます。

議案第29号では、住所、山鹿市菊鹿町下内田1674番地、氏名、中原哲哉、昭和５年７月８日生まれでございます。

議案第30号では、住所、山鹿市鹿本町小嶋388番地、氏名、中川徳男、昭和８年１月25日生まれでございます。

議案第31号では、住所、山鹿市鹿北町椎持1988番地１、氏名、島北皎誓、昭和11年９月27日生まれでございます。

議案第32号では、住所、山鹿市鹿校通二丁目10番55―24号、氏名、田中　宏、昭和14年12月17日生まれでございます。

議案第33号では、住所、山鹿市鹿央町北谷541番地、氏名、佐伯頴二、昭和18年１月15日生まれでございます。

提案理由としましては、市の設置に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、新たに任命しようとするものでございます。

なお、それぞれの議案の次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午前11時04分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時15分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これよりただいま議題となっております全案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「議長」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

早田議員。

［13番　早田順一君　登壇］

○13番（早田順一君）

議案第29号の教育委員会委員の任命についてお尋ねをいたしますけども、それぞれの旧市旧町からすばらしい方々の名前が載っておりますが、合併の特例でこの任期ですね、任期が４年、３年、２年、１年と振り分けられておりますけども、どなたがそれぞれに振り分けられたのかお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

古家教育次長。

［教育次長　古家治夫君　登壇］

○教育次長（古家治夫君）

ただいまの早田議員の質疑にお答えいたします。

今回５名の方が提案されておりますけども、任期はそれぞれどうなっているかということです。今の現在の教育委員さんは暫定委員ということで、皆さんご存じと思いますけども、１月15日から合併しまして、それぞれ旧市町から職務執行者が選任されて、５名の方が現在委員として頑張っていただいているところです。そういうことで、この方々の任期が選挙後、初めての議会の末日までです。と言いますときょうまで、３月１日までで任期満了ということになります。そういうことでこれから先、委員が不在ということになりますと、教育行政に大変支障を来すということで、本日提案しているものです。

そういうことで今回は５人の方が一遍に決まるわけですけども、特例によりまして第20条、定数５人ですけども、２人は４年、それから１人は３年、１人は２年、１人は１年というふうに市長が決めなさいというふうになっております。

そういうことで申し上げますと、まず議案番号順に申し上げますと、第29号の中原哲哉氏です。平成17年３月２日から平成20年３月１日、３年です。

それから、第30号の中川徳男氏です。平成17年３月２日から平成21年３月１日、４年です。

それから、第31号の島北皎誓氏、平成17年３月２日から平成19年３月１日まで２年です。

それから、第32号、田中　宏氏、平成17年３月２日から平成21年３月１日まで４年です。

それから、第33号の佐伯頴二氏、平成17年３月２日から平成18年３月１日ということで１年でございます。

そういうふうに一応任期は決められております。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

早田議員、了解ですか。

○13番（早田順一君）

議長。

○議長（高野誠二君）

早田議員。

［13番　早田順一君　登壇］

○13番（早田順一君）

今、それぞれの任期を述べられましたけども、これの選考の仕方ですね。どうやって４年、３年、２年がこの方がということを決められたのか、選考の仕方をお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの早田議員さんのお尋ねにお答えいたしたいと思います。

教育委員の方々、新しい山鹿市の教育、最も基本的な大事な分野を担っていただく方々でございますので、この選考には非常に苦慮したところでございます。そういった中で合併して新しいスタートであるということで、また短い期間での選任でございました。混乱を避けるべきであるという思いの中、またこれまでそれぞれの１市４町、教育の中枢を担ってきていただいた方々、そういった方々に引き続き教育委員としてお願いしたいという思いの中で、選任をしたところでございます。

また、年数等につきましても、本来ならば全員の方、４年の委員としてお願いしたいところでございますけども、合併時の特例として任期が同一になりますと、次の交代もまさに同じ時期になるということで、急激な変化といいますか、委員の変更が好ましくないと。そういった中でのこういった制度がつくられておると思っております。

そういった中で、１年委員、２年委員、３年委員、４年委員という形で提案申し上げたわけでございますけども、これにつきましては、これまで教育行政に携わられた年数、あるいはまた年齢等々を総合的に勘案しながらお願いをしたところでございます。また、委員につきましては、再任という形もあるわけでございますので、そういった形でご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

早田議員、了解ですか。

○13番（早田順一君）

了解です。

○議長（高野誠二君）

ほかに質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております全案件については、会議規則第37条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第24号　固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第25号　固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第26号　固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第27号　固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第28号　固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第29号　教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第30号　教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第31号　教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第32号　教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第33号　教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第３　議案第34号

○議長（高野誠二君）

日程第３、議案第34号　監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、森　久雄議員の退席を求めます。

［22番　森　久雄君　退場］

○議長（高野誠二君）

提案理由の説明を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

議案第34号　監査委員の選任についてご説明申し上げます。

次の者を山鹿市監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第１項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

住所、山鹿市古閑1077番地10、氏名、森　久雄、昭和23年５月10日生まれでございます。

提案理由としまして、市の設置に伴い地方自治法の規定により新たに選任するものでございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案34号については、会議規則第37条第２項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第34号　監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

森　久雄議員の除斥を解きます。

［22番　森　久雄君　入場］

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第４　閉会中の継続審査について

○議長（高野誠二君）

日程第４、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、閉会中の審査並びに調査の申し出があっております。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、所管事項について閉会中の継続審査並びに調査に付することに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

閉　会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして今期臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成17年（第１回）山鹿市議会２月臨時会を閉会いたします。

午前11時30分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**高　野　誠　二**

山鹿市議会臨時議長　**西牟田　　長**

山鹿市議会議員　**芹　川　正　美**

山鹿市議会議員　**北　原　昭　三**